合併処理浄化槽設置補助金申請の流れ

平成30年3月28日
成田市環境衛生課

・合併処理浄化槽設置補助金制度は、合併処理浄化槽を設置しようとする方（補助金申請者）が、浄化槽工事業者と浄化槽設置工事の契約を結んでいただき、工事を実施し、その工事費の一部を市から補助するものです。

①工事業者の選定

まずは、補助金申請者において、工事業者を選定していただきます。

→

②工事業者との打ち合わせ

工事の内容、金額などについて打ち合わせを行ってください。

→

③浄化槽設置工事契約書の締結、浄化槽設置届の提出

補助金申請者と工事業者との間で、浄化槽設置工事の契約を締結します。また、工事業者が千葉県に浄化槽設置届を提出します。

→

④補助金申請にあたり、必要な書類の準備

補助金申請には浄化槽設置届の写しや見積書、図面など、必要となる書類が多くあり、これらの書類は工事業者にて準備します。

→

⑤補助金申請書の提出、補助金交付決定

多くの場合は、工事業者が代行して環境衛生課窓口に補助金申請書を提出します。審査後、補助金交付決定通知書を郵送します。

※例年4月1日から受付

→

⑥工事の着工

必ず、補助金交付決定後に、工事に着手してください。

→

⑦中間検査

浄化槽を設置する時点で、環境衛生課職員による中間検査を受けてください。

※放流先のない場合の処理装置も同様。

→

⑧工事の完了、実績報告書に必要な書類の準備

工事完了後、工事業者にて実績報告書に必要な書類を準備いたします。

→

⑨実績報告書の提出

多くの場合は、工事業者が代行して環境衛生課窓口に実績報告書を提出します。
※工事代金の支払いが済んでおらず領収書が提出できない場合は、支払後に領収書を提出ください。
※工事完了後1ヵ月以内に提出。提出期限は3月15日。

→

⑩完成検査、補助金の確定

環境衛生課職員による完成検査を受けてください。浄化槽、配管、転換工事、放流先のない場合の処理装置の施工状況を確認します。検査合格の場合、補助金確定通知書を郵送します。

→

⑪補助金請求書の提出

多くの場合は、工事業者が代行して環境衛生課窓口に補助金請求書を提出します。補助金請求書に記載の口座に補助金を振り込みます。

※完成検査後2～3週間程度。